

[事案 2020-326] 契約無効請求

・令和3年8月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年11月に契約した養老保険について、募集人から満期保険金は払込保険料を上回ると説明されたので加入したが、実際の満期保険金は払込保険料を下回っていた。募集人の虚偽説明がなければ本契約には加入しなかったため、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、パンフレット、保障設計書を用いて契約内容を説明しており、申立人が主張するような説明をした事実もないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。